

「横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱」の
一部改正について～皆様の御意見を募集します～

1 趣旨

この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下、「法」という）、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）の規定に基づく行政処分や行政指導を行う際の手続き等について定めたものです。

このたび、横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱について、様式や文言等の見直しを行い、次のとおり一部改正を予定しています。

2 改正の概要

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく検査命令について、処分基準を規定します。（第4条）
- (2) 法第28条第1項の規定に基づく報告の徴収について、処分基準を規定します。（第5条）
- (3) 法第54条の規定に基づく不許可処分について、審査基準の見直しを行います。（第6条）
- (4) 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく営業許可の取消し並びにふぐ条例第23条第1項の規定に基づく認証の取消しについて、処分基準の見直しを行います。（第9条）
- (5) 法第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく施設改善命令について、施設改善の期間の算定に係る文言を追記します。（第12条）
- (6) その他、不利益処分時に交付する様式や文言の整理等の必要な改正を行います。